

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

二九

告 示

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

二九

○道路の区域を変更する件

三〇

○道路の供用を開始する件

三〇

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

三〇

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

三〇

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第五十九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社福島銀行の項中「須賀川西支店」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年八月二十二日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第三百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月十六日から同年九月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

大森ファッションモール 福島県福島市大森字西ノ内一番一

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管及び運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬及び処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)、事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

2 接続道路に関する事項

市道からの乗り入れで、横断型側溝でない箇所については、側溝蓋を鋼製蓋と交換し、その鋼製蓋を連結すること。

3 景観等に関する事項

(一) 市街化区域内の土地で二千平方メートル以上の土地取引(賃貸借契約含む)がある場合、契約後二週間以内に国土利用計画法による届出が必要となる。

(二) 福島市景観条例の届出の行為を完了したときは、遅滞なく完了の届出をすること。

4 駐車場に関する事項

駐車場部分が五百平方メートル超となっており、駐車場法第十一条の規定に基づき、同法施行令第七条及び第八条の技術的基準に適合することが必要となる。交通に関する事項

5 各出入口について、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自転車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。

また、近隣に小学校、中学校、高等学校があることから、来退店車両に対して、

歩行者、自転車等の安全確保及び事故防止を促すような対策を検討していただきたい。
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年八月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前後	
		変更前	変更後
県道勿来 浅川線	いわき市田人町貝泊字 桐木一番一地从先から 同 市田人町貝泊字 桐木一八番二地先まで	A 四・〇〇}	A 四・〇〇}
		B 五・〇〇}	B 五・〇〇}
		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
		七・〇	五三・四
		四・〇〇}	五三・四
		七・〇	六一・七

(道路計画課)

福島県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年八月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道勿来浅川線	いわき市田人町貝泊字桐木一番一地从先から 同 市田人町貝泊字桐木一八番二地先まで	平成二十三年八月 一六日

(道路計画課)

公 告

公告第四百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年八月五日
- 二 名称
特定非営利活動法人ひなた
- 三 代表者の氏名
木村 裕輔
- 四 主たる事務所の所在地
郡山市字山崎五十三番地の一 五百淵グリーンガーデンC棟二〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県に興味を持つ人々に対して、観光、文化、文学等の側面から、主に福島県の魅力を紹介する電子書籍の制作、出版、販売及びウェブマガジンの制作、発行、公開に関する事業を行い、福島県内の地域文化、歴史、民俗等の紹介と再発見、福島県内外における文化的・経済的交流の活性化、また地域振興を担う電子書籍の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十三年八月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
布藤堰土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

監事 佐藤 英一 耶麻郡磐梯町大字磐梯字東松山二二五一番地

(農村計画課)